

電気通信紛争処理委員会（第229回）

1 日時

令和5年2月14日（火）10時00分から11時20分

2 場所

1001会議室（総務省10階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

田村 幸一（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、小川 賀代、小塚 莊一郎、中條 祐介（以上5名）

(2) 特別委員

青柳 由香、大雄 智、白山 真一、矢入 郁子、葭葉 裕子（以上5名）

(3) 総務省

総合通信基盤局 電波部 電波政策課調査室長 高橋 文武

(4) 事務局

事務局長 高地 圭輔、参事官 片桐 広逸、調査官 大塚 康裕、上席調査専門官 佐藤 英雄

4 議題

(1) 携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書について【公開】

(2) あっせん終了案件の公表について【非公開】

5 審議内容

【田村委員長】 委員長の田村でございます。

ただ今から、第229回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。皆様には、御多用中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、委員5名全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員の方5名にも御出席いただいております。

今回総務省の会議室に御参集いただきましたけれども、一部の委員、特別委員の方々には、ウェブ会議により御出席いただいております。会議室で御出席の皆様は、御発言の際には挙手をお願いいたします。ウェブ会議で御出席の皆様には、御発言の際にはチャットか口頭でお知らせいただきまして、指名の後にカメラとマイクをオンにして御発言をお願いしたいと思います。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムの画面上では御確認いただけませんが、音声のみをお聞きいただいております。

議事に入ります前に、今月2月8日付で人事異動がありまして、事務局に大塚調査官が着任いたしましたので、一言御挨拶をお願いいたします。

【事務局】 委員長、ありがとうございます。

ただ今委員長から御案内をいただきました大塚と申します。2月8日付で事務局勤務を命ぜられました。

私自身大変微力ではございますけれども、この委員会の重要な活動に少しでも貢献できればと考えております。

委員長、委員、特別委員の皆様方、ぜひ御指導のほどよろしくをお願いいたします。

(「よろしく申し上げます」の声あり)

【田村委員長】 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

議題1は公開ということにさせていただきますが、議題2は当事者または第三者の権利・利益を保護するという観点から、当委員会運営規程16条1項の規定によりまして、非公開とさせていただきます。したがって、議事録と本日使用した資料も同規則17条1項、18条1項により、非公開ということにさせていただきます。傍聴者の皆様方には、非公開の議事が始まる前に御退室いただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは初めに、議題1、携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書ということでございまして、総合通信基盤局の電波部電波政策課調査室長であります高橋室長から御説明をお願いしたいと思います。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、本当にありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

【高橋室長】 御紹介いただきまして、ありがとうございます。

電波政策課の高橋でございます。

携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースの報告書について、御説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

資料の229-1をお手元に御用意ください。

早速ですが、1ページ目を御覧いただければと思います。

このタスクフォースは、令和4年2月から12月まで開催し、検討を進めてまいりました。

検討の背景でございます。昨年の通常国会におきまして、「電波監理審議会の機能強化」、「携帯電話等の周波数の再割当制度」を盛り込んだ電波法及び放送法の一部を改正する法律が成立し、昨年10月1日に施行されたところでございます。

これまで携帯電話用の周波数は、既に割り当てられている周波数帯を別の者が使うことは、基本的には想定されていませんでしたが、別の者が使いたいことを申出ることができる制度が、設けられました。

この制度を運用するに当たりまして、具体的な要望がございましたプラチナバンドを対象にしまして開設指針制定の申出が実際に行われ、開設指針を制定することが決定した場合における移行期間や移行費用の負担をどのようにすべきか、タスクフォースで検討を行ってきたものでございます。

具体的に携帯電話用の周波数と申し上げましても、低い周波数帯からミリ波と呼ばれる高い周波数帯まで様々な周波数帯が、携帯電話事業者によって使われております。今回特に念頭に置いておりますのは、特定の事業者から要望がありましたプラチナバンド、800MHz帯と900MHz帯であり、要望のあった周波数を念頭に検討を進めてきました。

再割当制度における周波数移行の実施イメージを書いてございます。移行期間はどのようなものなのか、こちらの図で御説明をさせていただきます。

まず、既存免許人と書いてございますのが、既に周波数を割り当てて使っている事業者で、こちらの事業者に対して申出人が申出を行います。再割当てを行うのが適当となった場合における移行期間は、「再割当て（認定）」と書いてございますこの時点を開始点として、ここから既存免許人が周波数移行する期間が、移行期間になります。改正電波法におきまして最長10年と定められておりますが、この期間をどのように定めるのがよいのかというのが、検討課題の1点目となります。

新たな認定開設者は、再割当ての認定が行われてから移行期間中に既存免許人が、既に使っている周波数、無線局を縮退させていき、認定期間、既存免許人の周波数の使用期限の段階までにきれいに立ち退いていただいて、そこから使っていただくことが前提となります。

これまでの開設計画の認定期間は、5年となっておりますが、今回の制度改正と併せて、10年に延長する見直しがされております。移行期間が最長10年、認定期間が10年となりますので、開設計画の認定期間としては、最長20年が、法律上は設定可能となっております。

2ページを御覧ください。

こちらが、電波法の改正の概要となります。

改めて御説明申し上げますが、1点目が、電波監理審議会の機能強化でございます。電波の有効利用の評価につきましては、これまで総務大臣が、電波の利用状況の調査を行い、その結果に基づき行ってまいりました。昨今の技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、広い経験と知見を有する委員から構成される電波監理審議会が、この電波の有効利用の評価を行うと改正されたものでございます。

また、電波監理審議会が総務大臣に対して有効利用の評価に関して必要な勧告を行うことを制度化するとともに、総務大臣が勧告に基づき行った施策について電波監理審議会に対し報告を行うことの義務づけも併せて行っております。

2点目として、携帯電話の再割当制度がでございます。

法律上、3つの場合に再割当てを行うことができるとされております。

1つ目、電波監理審議会による電波の有効利用の評価結果が、一定の基準を満たさないときでございます。

2つ目、競願の申出を受け、有効利用評価の結果等を勘案して、再割当て審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき。競願の申出を受け、これは、既に利用されている周波数帯について、自分たちが使いたいと考えた者が行う申出でございます。競願の申出では、自分がこの周波数を使う場合は、これぐらい有効利用できますというような内容を申出いただきます。その内容と既にその周波数帯を利用している人の有効利用評価の結果等を勘案して再割当てを行ったほうがより周波数の有効利用ができると考えられる場合は、再割当てを行うことができるものです。

3つ目、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために周波数の再編が必要と総務大臣が認めるときでございます。

この3つの場合が法律で制度化されておりますが、今回タスクフォースで検討を行ったのは、2つ目の、「競願の申出が行われた場合」が、検討対象でございます。

その下に競願の申出があった場合の再割当ての流れを書いております。

次のページに詳細をまとめてございますので、3ページを御覧ください。

先ほど申し上げた3つの再割当てを行うことができる場合における手続のフローチャートをまとめてございます。

1番右側に競願の申出と書いてございます。この競願の申出は、開設指針制定の申出を行うことが手続の発端になります。競願の申出が行われた後に、総務省において、既存免許人、申出人に対して必要な意見の聴取を行った上で、開設指針を制定するかどうか検討を行います。その検討を行った内容について電波監理審議会に諮問を行いまして、その上で開設指針を制定するかどうか決定を行います。この段階では、再割当てを行うことは決定しておらず、あくまで再割当てを行うための開設指針を制定することを決定したものでございます。

その後、既存免許人に及ぼす影響の調査、既存免許人・申出人に対して報告の求めなどを行った上で、具体的にどのような開設指針にするか、開設指針とは周波数割当てを行う際の基本的な考え方をまとめたもの、その内容の検討を行いまして、電波監理審議会への諮問を経て開設指針の制定を行うものでございます。

開設指針が制定されても、直ちに再割当てが行われるものではなく、開設指針が制定された上で既存免許人と申出を行った者との間で、比較審査を行います。比較審査を行った結果、既存免許人のほうが優れているということであれば、再割当ては行われずに既存免許人が引き続き使うということになります。申出人のほうが既存免許人よりも周波数の有効利用ができるということになれば、その場合は再割当てが行われ、申出を行った者が新たに開設計画の認定を受けるということになります。

4 ページ目を御覧ください。

こちらに従来の周波数再編と今回の再割当制度との比較を表にまとめてございます。

実施方法について、従来の周波数再編は、利用状況調査、周波数再編アクションプランの策定等を通じて、基本的には総務省が周波数の再編を行うかどうかを決定していました。

これに対し、再割当制度では、まずは申出人からこの周波数帯を使いたいという再割当ての申出が行われ、その内容を踏まえた結果、最終的に新規申出人のほうが優れているという判断が行われた場合に再編が行われることとなります。従来の周波数再編では、あらかじめ移行することが、開設計画の申請受付を行うときには決まっていたのに対し、再割当制度では、開設計画の申請受付を行っている段階では、まだ決まっていないというのが、大きな違いかと思えます。

移行する無線システムも、従来の再編では、携帯電話以外の無線システムを別の周波数帯に移行する、使用を終了するという行っていました。今回の再割当制度においては、移行対象となるのは携帯電話事業者、無線システムも携帯電話の無線システムになります。

また、移行を行う免許人の数も、無線システムによって異なりますが、RFIDやラジオマイクなど過去再編を行った無線システムであれば、移行を行う免許人の数は多数に対して、再割当制度においては、競願を行う周波数帯ごとに基本的には、1者です。

また、周波数の移行を行う際の移行費用の負担につきまして、周波数割当計画で策定された使用期限よりも前に既存の無線システムの使用を終了することを前提に、終了促進措置を実質的に義務づけ、開設計画の認定を受けた携帯電話事業者が全額を負担していたというのが、従来の周波数再編でございます。

今回はどのようにすべきかということを検討しました。

5 ページ目を御覧ください。

電波の有効利用評価は、電波監理審議会が行うと申し上げましたが、電波監理審議会が行った有効利用評価の方針の案でございます。検討を行ったときには案でしたが、今は決定され、有効利用評価の結果案も先般公表されたところでございます。

10月1日の施行後、電波監理審議会でも有効利用評価を行う部会が立ち上げられ、電波の有効利用の評価に関する検討が行われてまいりました。その結果は、2月8日に電波監理審議会が開催され、5ページ目に書いている評価方針に基づき電波監理審議会が行った有効利用評価の結果案が公表されています。ただ今パブリックコメントを実施しているところで、その手続を経て最終的に取りまとめられるものかと思えます。

電波の有効利用の観点ですが、5ページ目に書いてあるとおり基地局の数や人口カバー率、面積カバー率、無線通信の通信料、周波数有効利用に資する技術を導入しているかどうか、こういった観点で電波監理審議会が、評価を行っています。特に人口カバー率については、800MHz帯であれば人口カ

パー率95%以上でS、90%以上でAといったような評価基準が既に示されています。900MHz帯についても同様です。

6ページを御覧ください。

再割当てを行う際における基本的な考え方をまとめてございます。

まず、(1) 開設指針制定の要否の検討に当たっての考え方でございます。

3ページ目のフローチャートにおける右側の開設指針制定の要否の検討という雲印がございしますが、この雲印のタイミングでどのようなことを検討するかをまとめたものが、(1)でございします。

開設指針制定の要否の検討に当たっての考え方で、競願の申出によって既存免許人以外の者に再割当てを行う場合、周波数移行に多大な作業の負担が生じることから、これを上回る電波の能率的な利用が確保されることが必要です。開設指針制定の要否に当たっては、以下の点に留意すべきであるということで、4点まとめてございます。

1点目は、申出人による電波の有効利用程度の見込みが、既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であること。先ほど申し上げました電波監理審議会による有効利用評価の結果が、申出人は、自分が使ったらこれくらい有効利用できますという程度の見込みを出して、それが同等以上でなければならないということです。

2点目は、再割当ての対象となる周波数幅は、申出人の割当済みの周波数幅や契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすること。例えば15MHz幅の再割当てを希望すると言った場合、周波数の移行は、多大な負担が生じるものでありますので、15MHz幅が必要かどうかは、申出人の状況を踏まえて検討します。

3点目は、改正電波法による開設計画の認定期間が、従来よりも延長されたこととの均衡を考慮し、再割当ての対象とする周波数の選定に当たっては、既存免許人の使用期間など有効利用評価の結果を踏まえること。開設計画の認定期間が、既存の5年から10年に延長されてございます。それと新たに割り当てる者との均衡を考慮し、どの周波数帯を再割当ての対象とするか、例えば15MHz幅の申出があった場合、10MHz幅で十分となった場合、どの10MHz幅を選定するのかは、既存免許人の使用期間や有効利用評価の結果を踏まえるということでございます。

4点目は、申出に係る周波数において携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数の有無でございします。周波数移行というのは、大きな負担と期間がかかるため、同じような周波数帯で利用可能な空き周波数が別にあるのであれば、そちらを使うということも選択肢の1つになります。割当て可能性の周波数の有無も開設指針制定の要否の検討の際には勘案しましょうということです。

(2)は、周波数移行を行う際の考え方です。

再割当てに伴う円滑な周波数移行を実現するために、携帯電話事業者同士による周波数移行を行うものであることや、また、改正電波法における附帯決議で、既存免許人の利用者に不利益がないように十

分配慮することが決議されています。これを踏まえ、以下の点に留意することが、必要だとまとめています。

1点目は、既存免許人と新規認定開設者は、相互に協力をして迅速な移行及び基地局の展開に努めること。

2点目は、既存事業者の利用者に許容しがたい不利益が生じることのないように、適切な移行期間を設定すること。無理をして短期間の移行期間を設定するような既存事業者の利用者の不利益になることはすべきでないということ。

3点目は、新規認定開設者の無線局が開設されることによって、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が生じることがないようにすることです。

8ページを御覧ください。

移行期間の基本的な考え方でございます。

移行期間と費用負担については、どの周波数帯にも適用できる「基本的な考え方」と、先ほど申し上げた800MHz帯、900MHz帯のプラチナバンドにおいて、どのように考えるべきかという2段階構成でまとめてございます。

まず、標準的な移行期間でございます。

電波法上では、最大10年が認められてございますが、タスクフォースとしては、電波法の無線局の免許の有効期間が5年間であり、また、無線局の免許は、再免許が保障されていないことを勘案すれば、再割当ての時点から5年間を標準的な移行期間とすることが適当だというのが、1つ目でございます。

2つ目として、標準的な移行期間を超える場合でございます。周波数によって、どの程度の無線局が開設されているかは、事業者や周波数等によっても異なりますので、先ほど申し上げた5年で移行が完了しない周波数帯も当然でございます。既存免許人の無線局について、計画的に無理なく移行を実施しても5年以内に移行を完了する見込みがなく、かつ移行完了前に既存無線局の使用を停止することにより既存免許人の利用者の通信環境に悪影響が生じる場合は、移行完了予定時を勘案して周波数の使用期限を決定することは、やむを得ないと考えるとしております。

ただしこの場合にあつては、開設計画の審査において優位と判断された新規認定開設者による周波数利用が、早期に開始できるよう既存免許人の周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、既存免許人の無線局を漸減させることが必要となります。

9ページ目を御覧ください。

プラチナバンドの再割当てが行われた場合の検討でございます。

プラチナバンドの再割当てが行われた場合にどのような作業が発生するのかについて既存事業者3社に対してヒアリングを行いまして、その内容を取りまとめたものでございます。実際に再割当てが

800MHz帯、900MHz帯で行われた場合、どのような作業が発生するのか、こちらに3点書いてございます。

1点目がレピータ交換、2点目が基地局の増強、3点目が基地局の受信フィルタの挿入等となります。

レピータとは、基地局から受信した電波を中継して増幅する装置でございます。この装置は、既存免許人が使用している周波数帯に基本的に固定されており、再割当てによって一部の周波数帯を別の者に割り当てた場合には、このレピータの交換が必要となります。新規認定開設者の基地局から高い電力で電波が入力されると、誤動作の発生や正常な動作ができなくなるおそれもあり、必須の作業と考えております。

2点目は、基地局の増強です。既存免許人の周波数帯の一部がほかの者に割り当てられると、既存免許人の周波数帯は、プラチナバンドであれば15MHz幅から10MHz幅に縮退することになりますので、通信容量の低下、接続できるユーザ数の減少に対応するために新たな基地局を追加で設置することが想定されます。

3点目は、基地局の受信フィルタです。少し技術的な内容ですが、隣接帯域を使用する他社の端末からの電波からの干渉を低減するための装置で、800MHz帯、900MHz帯では、全ての基地局に挿入されているとのことでした。受信フィルタは、携帯電話事業者のポリシーによって挿入の判断を行っているものです。このフィルタ交換が必要というのが、既存事業者の主張でございます。

10ページ目を御覧ください。

こちらは、レピータと基地局の受信フィルタのそれぞれの内容をまとめたものでございます。

レピータは、家庭内や屋内の商業施設などで電波の環境をよくするための装置です。基地局の受信フィルタは、隣接した電波を携帯電話事業者同士が使っておりますが、隣接する電波からの干渉を低減するために導入している装置です。

11ページ目からは、レピータがどのような装置で、どれくらい移行期間がかかるのかをまとめてございます。

11ページ目は、一体型の小電力レピータでございます。

12ページ目は、小電力レピータは、郵送交換が必要で、レピータ交換にかかるオペレーターの稼働は、1台当たり大体1～1.5人時ぐらいかかるというのが、事業者からの回答です。

13ページ目を御覧ください。

小電力レピータには分離型があり、ドナーアンテナと本体が分離されているもので、こちらは、お客様が設置できるものではなく、高所作業や、電波環境の測定などが必要となるため、訪問工事が行われているとのことでした。こちらは、14ページを御覧いただきますと、おおむね1班当たり2～3人で1日2～3件の工事を行うことが可能だというような回答です。

15ページ目は、高出力レピータで、基地局と同じような設備であり、交換を行う場合は、16ペー

ジを御覧いただきますと、1班当たり3～5人、1班当たり1日1～2件ぐらいの工事が可能だということですが、

17ページ目にそれぞれの事業者ごとのレピータ交換に関する作業をまとめてございます。

小電力レピータ、高出力レピータ、分離型、一体型それぞれについて書いてございますが、特に御覧いただきたいのは、小電力レピータの分離型です。

NTTドコモの小電力レピータの2段目、6.7万台とあり、この交換を行うのにおおむね7年程度かかるということでございます。KDDIの小電力レピータの2段目、19万台とあり、この交換を行うのに10年かかるということ。ソフトバンクでは、小電力レピータの2段目、3.1万台とあり、6年程度かかるということでございます。レピータ交換を行うのに、事業者によってばらつきがあるものの、先ほど申し上げた標準的な移行期間、5年を超える期間がかかります。これは、どんなに頑張ってもこの期間はかかるというような説明がございました。

18ページ目を御覧ください。

基地局の受信フィルタは、基地局に設定してあるもので、高所作業も必要になってくるということでございます。

19ページ目に、具体的な作業工程を書いており、おおむね1班当たり3～5人、1班当たり1日1～2件程度の工事ができるというようなものでございました。

20ページ目に、基地局の受信フィルタに関する各社の設置状況と、それに関する作業の期間をまとめてございます。

プラチナバンドを使用している基地局の数分だけ対応が必要で、各社6万局から7万局ぐらいの数があり、それぞれ10年近い作業期間が必要だとの説明がございました。

21ページ目に、プラチナバンドにおける移行期間の考え方をまとめてございます。

(1)プラチナバンドにおける移行期間について、再割当てが行われた場合の作業は3点ありますが、このうちレピータ交換については、新規認定開設者による基地局の開設に必須の作業であると認められますので、レピータ交換に要する作業を勘案して移行期間を設定することが適当です。移行期間の設定に当たっては、既存免許人に対してレピータの移行計画の概要の報告を求め、移行計画が標準的な作業工程に基づいて算定されており、9ページの(2)の標準的な移行期間を超える場合に照らして整合するときは、調査結果を勘案して5年を超える移行期間を設定することができるとするのが適当と、まとめいただいております。

なお、移行期間は、既存免許人から提出される移行計画の内容に基づき設定するため、その内容が、妥当であることが必要であるとタスクフォースでも議論がございました。このため、専門的な知見を有する者による確認を行うことが必要としております。

(2)既存免許人による周波数移行を確実に実施するための措置でございます。

周波数の移行計画の策定と進捗管理でございます。総務省は、既存免許人に対して周波数の使用期限、新規認定開設者の開設計画等を踏まえた移行計画の報告を求めます。移行計画の妥当性については、先ほども申し上げたとおり、第三者による確認を行います。総務省は、利用状況の調査の一環として既存免許人に対して移行計画の進捗状況の報告を求め、その進捗状況については、電波監理審議会による評価を行います。

また、移行期間中の既存免許人の無線局の再免許については、有効期間を1年、また、再免許の審査の際には、電波監理審議会の評価結果を勘案するという結果をまとめてございます。

22ページに、周波数移行を行う場合の実際のイメージをまとめてございます。

既存免許人は、移行計画に基づきレピータ交換作業等の移行作業を実施、既存免許人の無線局数を漸減させていき、新規認定開設者は、移行期間が完了して基地局を開設可能となったエリアから順次基地局を開設するというような移行のイメージを描いてございます。

標準的な移行期間を5年とする場合は、このように漸減させることは想定しておらず、最大5年間は、既存免許人に使っていただくことは構わないとしておりますが、5年を超える場合においては、新しい人なるべく早く利用できることが、周波数有効利用につながりますので、既存免許人は、グラフのオレンジの線のとおり、移行作業を順次実施し、既存免許人の移行が終了したところから、下の緑色の線のとおり新規認定開設者による基地局の開設を順次実施していく、そういうイメージです。

既存免許人が、なるべく自分たちが使っている周波数を長く使いたいということにならないよう、周波数の移行計画の内容、進捗状況については、電波監理審議会による評価を行い、また、その内容も踏まえて再免許を行う際の再免許期間は、フルの期間を認めるのではなく、1年とするということを基本としております。このように、既存免許人については着実に周波数の移行を進めていただき、新規認定開設者が周波数を使えるようにすることを検討しております。

続きまして、移行費用の負担でございます。

24ページ目に、終了促進措置の概要と書いてございます。

過去の周波数再編においては、開設指針において終了促進措置の実施の実質的に義務づけを行っております。今回の電波法改正により、この終了促進措置も、再割当制度において適用可能とされております。

25ページを御覧いただければと思います。

移行費用の負担を検討する際に、基地局のアナログ受信フィルタの交換が必要だと、既存免許人から説明がございました。その費用をこの終了促進措置の対象とするかどうかという検討を行うに当たって、実際にどの程度の通信品質を向上させる効果があるのか、既存免許人の方々に実証実験を行っていただき、タスクフォースに報告をいただきました。この実験結果、基地局の受信フィルタを入れた場合は、隣接する無線局、隣接帯域からの妨害波に対する一定の抑止効果があり、通信品質を向上させる一定の

効果を確認できております。

26ページを御覧ください。

移行費用の負担の考え方で、基本的な考え方とプラチナバンドにおける考え方の2つでまとめてございます。

まず、基本的な考え方でございますが、再割当制度においては、免許の有効期間内に使用期限が設定された場合は、国が通常生ずべき損失の補償を行うこととされております。無線局免許の有効期間満了日以降の日が周波数の使用期限として設定された場合は、既存免許人の負担で電波の使用を停止するというのが、制度の建て付けになってございます。このため、既存免許人の周波数の使用を停止するための費用は、原則として既存免許人の負担とするのが適当だというのが、結論でございます。

次に、終了促進措置の活用でございます。

競願の申出による周波数の移行は、開設計画の比較審査の結果、申出人の開設計画が優位だと認定された場合に実施されるものです。終了促進措置は、先ほどの説明で開設指針において実質的に義務づけをしていたと申し上げましたが、本来的には当事者間の合意をベースに任意で行われるものでございますので、競願の申出による周波数移行においては、終了促進措置の活用は義務とせず任意とすべきでないかというのが、結論でございます。

プラチナバンドにおける費用負担の考え方でございます。

レピータ交換については、既存免許人の負担を原則とします。これは、標準的な考え方と同様でございます。ただし、レピータ交換は、新規認定開設者による基地局の開設に必須の作業でございますので、既存免許人が策定する移行計画外の工事を求める場合は、終了促進措置を活用して新規認定開設者がその費用を負担することが適当としています。終了促進措置が活用できるのは、この場合のみとなります。

基地局の増強については、既存免許人の負担を原則とします。これは、本来的に既存免許人がやるべき対策であり、終了促進措置の対象外とすると整理してございます。

基地局の受信フィルタの挿入でございます。こちらは、実験を行った結果、通信品質を向上させる一定の効果があることは確認できましたが、フィルタの挿入は、携帯電話事業者が自らのポリシーの下に行っているもので、総務省で技術基準を策定しているものではありません。フィルタを入れている周波数帯、入れていない周波数帯があることを踏まえると、新規認定開設者の基地局開設に必須の作業とは言えないため、終了促進措置の対象外とすることが適当と整理をしています。

以上が、移行期間と移行費用の負担の在り方ということでございます。

その他として3点、再割当制度の運用に当たって留意すべき事項を、最後にまとめてございます。

1点目は、プラチナバンドで使用されている小電力レピータは、それぞれの事業者の周波数帯に固定され、物理的に交換作業を行う必要がございます。ただし、近年技術の進展によりまして、ソフトウェアの設定変更のみでこの対象周波数を変更できるような設備も普及が進んでおりますので、将来の周波

数移行の円滑な実施ができるように、ソフトウェアで周波数変更可能となるような無線設備の導入を促進すべきというのが、1点目でございます。

2点目は、国家戦略の推進と周波数移行の両立でございます。再割当てによってプラチナバンドの移行を行う場合は、費用と期間、労力がかかるものでございます。これを行うために、デジタル田園都市国家インフラ整備計画などの5Gの展開に支障を来すことは、あってはならないため、再割当てが行われる場合においても、5G展開に関する国家戦略などには支障を来さないようにすべきというのが、2点目でございます。

最後、3点目で、29ページでございます。

新たな携帯電話用周波数の確保に向けた更なる取組でございます。

周波数再編アクションプランを、総務省で毎年まとめてございますが、その中で新たな携帯電話用周波数の割当目標として4.9GHz帯、26GHz帯、40GHz帯など新たに6GHz幅を携帯電話用に割り当てるということを目標としております。

他方、携帯電話システムは、多くの国民が利用している周波数利用効率の高い無線システムであることを踏まえると、周波数再編アクションプランに掲げられている周波数に限らず携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めることが必要とまとめております。

この提言を受けまして、昨年、情報通信審議会に対して携帯電話事業者から新たな空き周波数について御提案をいただいております。現在テレビ等が使っている周波数帯に隣接する700MHz帯について利用可能ではないかとの御提案をいただいております。昨年の11月から情報通信審議会で割当可能性について技術的な検討を進めている状況でございます。

こちら参考までに、御説明をさせていただきました。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

【田村委員長】 御説明ありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして、御質問等ございましたら、委員、特別委員の方から御発言をお願いいたします。どなたでも結構です。ウェブ会議で参加されている方は、チャットでお知らせいただきたいと思います。御参集の委員の方、ございませんか。

小塚委員、どうぞ。

【小塚委員】 委員の小塚でございます。

非常に丁寧な御説明ありがとうございました。

大きなところではないと思いますが、移行作業というのが非常に大変だということは、御説明を伺いまして改めて実感いたしました。将来的にはこれは、ソフトウェアで切替えができるようになれば、負担が軽減される部分もあるのではないかというお話を伺ったのですけれども、その場合には、この設備の例えば所有権は、どのようになるのでしょうか。既存事業者が設置したハードウェアをソフ

トウェアで切り替えていくということになるとどうなるのか、そのイメージがよく湧かなかったので、少しお話しいただけますでしょうか。

【高橋室長】 御質問いただきまして、ありがとうございます。

先ほど28ページで御説明をさせていただきました。

現時点では、レピータは特定の周波数に固定されていますが、将来的にはソフトウェアで変更できるレピータの導入を進めるべきという内容です。

1ページ目に具体的な周波数の再割当ての図がありますが、例えばこの例で申し上げますと、800MHzの周波数帯では、15MHz幅を今の事業者が使っているところに、5MHz幅ずつ再割当てがあった場合、既存事業者の周波数は15MHz幅から10MHz幅に縮退することになります。

既存事業者のレピータは、15MHz幅の電波を増幅するようなセッティングがされています。この15MHz幅について、ソフトウェアの変更を行うことで、10MHz幅に縮退するということになります。縮退したレピータは、10MHz幅で引き続き既存事業者が使うこととなりますので、所有権等の移転は行われず、新しい事業者がそのレピータを使うことはございません。

【小塚委員】 なるほど、ありがとうございます。

既存事業者が使わなくなるわけではないので、そういう心配は出てこないということですね。理解いたしました、ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。特に御質問ございませんでしょうか。

それでは、特に御質問ございませんようですので、この辺で御説明に対する質疑を終わらせていただきます。高橋室長におかれましては、お忙しい中、誠にありがとうございました。

何かございますか、よろしいですか。

それでは、高橋室長、本当にお疲れさまでした。御退出いただいて結構でございます。

お疲れさまでした。以上で公開の議題は終了ということになります。傍聴者の皆様は、恐縮でございますが、御退出をお願いいたします。

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして本日の委員会は、閉会ということにさせていただきます。委員の皆様、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

— 了 —